

前回定例会（6月6日）以降の原子力安全・保安院の動き

平成24年7月4日
原子力安全・保安院

1. 電気事業法に基づく定期安全管理審査（平成23年度第4四半期分）の結果の原子力安全委員会への報告について（P. 3）

保安院は、6月11日、電気事業法第107条の3第1項の規定に基づき、平成23年度第4四半期の実用発電用原子炉に係る定期安全管理審査の実施状況について、原子力安全委員会に報告しました。

2. 電気事業法に基づく溶接安全管理審査（平成23年度第4四半期分）の結果の原子力安全委員会への報告について（P. 11）

保安院は、6月11日、電気事業法第107条の3第1項の規定に基づき、平成23年度第4四半期の溶接安全管理審査の実施状況について、原子力安全委員会に報告しました。

3. 実用発電用原子炉に係る平成23年度第4四半期の使用前検査、燃料体検査、定期検査及び一部使用承認に係る機能確認等のための立入検査の実施状況の原子力安全委員会への報告について（P. 17）

保安院は、6月11日、電気事業法第107条の3第1項及び第2項の規定に基づき、平成23年度第4四半期の実用発電用原子炉に係る使用前検査、燃料体検査、定期検査及び一部使用承認に係る機能確認等のための立入検査の実施状況について、原子力安全委員会に報告しました。

4. 実用発電用原子炉に係る平成23年度第4四半期の工事計画及び燃料体設計の認可実績の原子力安全委員会への報告について（P. 23）

保安院は、6月11日、電気事業法第107条の3第1項及び第2項の規定に基づき、平成23年度第4四半期の実用発電用原子炉に係る工事計画の認可実績及び燃料体設計の認可実績について、原子力安全委員会に報告しました。

5. 核物質防護検査の実施結果について（P. 29）

保安院は、6月19日、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく平成23年度核物質防護検査の実施状況を公表しました。

6. 原子力発電所等の外部電源の信頼性確保に係る開閉所等の地震対策についての各社の実施状況報告について（P. 33）

保安院は、6月29日、原子力事業者より、原子力発電所等の開閉所の電気設備及び変圧器における、今後発生する可能性のある地震による耐震安全性の評価及び対策の実施に関する四半期毎の報告のうち6月末現在の実施状況についての報告を受理しました。

保安院は、今後、原子力事業者から、耐震安全性の評価（中間報告も含む。）が報告され次第、厳正に確認します。

7. 柏崎刈羽原子力発電所第6号機の定期安全管理審査の結果に基づく評定について (P. 37)

保安院は、7月3日、東京電力に対し、(独)原子力安全基盤機構(JNES)による柏崎刈羽原子力発電所第6号機の第9保全サイクルにおける定期安全管理審査(平成22年10月～平成24年3月)に基づく評定について通知しました。

評定結果は、JNESの審査結果を踏まえ、「当該審査を受けた組織の品質マネジメントシステム及び定期事業者検査の実施体制はおおむね構築され、実施されているものの、今後、点検周期超過及び定期事業者検査対象機器一部検査漏れ案件に係る再発防止対策の実施状況等について確認が必要である。」としました。

<検査実績(6月6日～7月4日)>

保安検査：(平成24年度第1回保安検査) 6月11日～22日

以 上

平成 24 年 6 月 11 日
原子力安全・保安院

電気事業法に基づく定期安全管理審査（平成 23 年度第 4 四半期分）の結果を原子力安全委員会へ報告しました

電気事業法第 107 条の 3 第 1 項の規定に基づき、平成 23 年度第 4 四半期の実用発電用原子炉に係る定期安全管理審査の実施状況について、本日開催の原子力安全委員会に別紙のとおり報告しましたので、お知らせします。

※ 独立行政法人原子力安全基盤機構の定期安全管理審査結果報告書については、下記 URL をご参照下さい。

<http://www.jnes.go.jp/gijyutsu/anzenkanri/index.html>

(本発表資料のお問い合わせ先)

原子力安全・保安院原子力発電検査課長 大村 哲臣

担当者： 菅原、大野

電話： 03-3501-1511 (内線 4871)

03-3501-9547 (直通)

(別紙)

平成24年6月11日
経済産業省
原子力安全・保安院

電気事業法に基づく定期安全管理審査について（平成23年度第4四半期分）

電気事業法第107条の3第1項の規定に基づき、同法第55条第4項の規定による定期安全管理審査の実施状況について、別添のとおり報告します。

実用発電用原子炉施設の定期安全管理審査について
(平成23年度第4四半期)

1. 定期安全管理審査及び評定の結果の概要

(審査対象)

- ①関西電力(株) 大飯発電所第2号機 第23保全サイクルにおける定期事業者検査
- ②関西電力(株) 美浜発電所第2号機 第26保全サイクルにおける定期事業者検査
- ③九州電力(株) 玄海原子力発電所第4号機 第10保全サイクルにおける定期事業者検査
- ④四国電力(株) 伊方発電所第2号機 第22保全サイクルにおける定期事業者検査
- ⑤東京電力(株) 柏崎刈羽原子力発電所第5号機 第12保全サイクルにおける定期事業者検査
- ⑥中国電力(株) 島根原子力発電所第2号機 第16保全サイクルにおける定期事業者検査
- ⑦中部電力(株) 浜岡原子力発電所第4号機 第12保全サイクルにおける定期事業者検査
- ⑧関西電力(株) 高浜発電所第3号機 第20保全サイクルにおける定期事業者検査

(審査結果)

独立行政法人原子力安全基盤機構(以下「JNES」という。)の審査結果は以下のとおり。

①大飯発電所第2号機

大飯発電所第2号機の審査の結果、第3号機の定期検査の一部未実施事象等に係る再発防止対策が組織内に浸透しているとは言い難い状況であることから、第3号機の品質マネジメントシステム及び定期事業者検査の実施に係るプロセスの重大な不適合に対する、大飯発電所における是正処置の有効性及び定着状況を引き続き確認する必要があると判断している。

②美浜発電所第2号機

美浜発電所の品質マネジメントシステムは機能しており、定期事業者検査はおおむね自律的かつ適切な実施体制で実施されているものと評価している。

③玄海原子力発電所第4号機

玄海原子力発電所の品質マネジメントシステムは機能しており、定期事業者検査はおおむね自律的かつ適切な実施体制で実施されているものと評価している。

④伊方発電所第2号機

伊方発電所の品質マネジメントシステムはおおむね機能しており、定期事業者検査は自律的かつ適切な実施体制で実施されているものと評価している。

⑤柏崎刈羽原子力発電所第5号機

柏崎刈羽原子力発電所の品質マネジメントシステムは機能しており、定期事業者検査はおおむね自律的かつ適切な実施体制で実施されていると判断している。

⑥島根原子力発電所第2号機

島根原子力発電所の品質マネジメントシステム及び定期事業者検査の実施体制は構築され、実施されているものの、保守管理の不備に係る一部の再発防止対策の有効性や定着状況等の確認が必要である。

ると判断している。

⑦浜岡原子力発電所第4号機

浜岡原子力発電所の品質マネジメントシステムは機能しており、定期事業者検査はおおむね自律的かつ適切な体制で実施されているものと評価している。

⑧高浜発電所第3号機

高浜発電所の品質マネジメントシステムは機能しており、定期事業者検査はおおむね自律的かつ適切な実施体制で実施されているものと 評価している。

(評定結果)

当院は、審査結果についてJNESからの通知及び説明に基づき精査し、以下のとおり評定。

①大飯発電所第2号機

当該審査を受けた組織の品質マネジメントシステム及び定期事業者検査の実施に係るプロセスの一部において改善すべき事項があり、その是正処置の有効性及び定着状況の確認が必要であると判断する。

②美浜発電所第2号機

不適合処置に関する検査実施機関への対応に係る運用状況について確認していくこととするが、当該審査を受けた組織の品質マネジメントシステムは機能しており、定期事業者検査はおおむね自律的かつ適切な実施体制で実施されていると認められると判断する。

③玄海原子力発電所第4号機

保全の有効性評価プロセスの一部において事業者自らが進めている改善事項について確認していくこととするが、当該審査を受けた組織の品質マネジメントシステムは機能しており、定期事業者検査はおおむね自律的かつ適切な実施体制で実施されていると認められる。

④伊方発電所第2号機

当該審査を受けた組織の品質マネジメントシステムはおおむね機能しており、定期事業者検査は自律的かつ適切な実施体制で実施されているものと認められる。ただし、今後、検査記録の管理について改善すべき事項への対応状況の確認が必要であると判断する。

⑤柏崎刈羽原子力発電所第5号機

当該審査を受けた組織の品質マネジメントシステム及び定期事業者検査の実施体制はおおむね構築され、実施されているものの、今後、点検周期超過及び定期事業者検査対象機器一部検査漏れ案件に係る再発防止対策の実施状況等について確認が必要であると判断する。

⑥島根原子力発電所第2号機

当該審査を受けた組織の品質マネジメントシステム及び定期事業者検査の実施体制はおおむね構築され、実施されているものの、今後、保守管理の不備に係る一部の再発防止対策の有効性や定着状況等の確認が必要であると判断する。

⑦浜岡原子力発電所第4号機

当該審査を受けた組織の品質マネジメントシステムは機能しており、定期事業者検査はおおむね自律的かつ適切な実施体制で実施されていると認められる。ただし、今後、点検周期超過に係る再発防止対策の定着状況とその有効性及び事業者自らが進めている保全の有効性評価プロセスの一部における改善事項について確認が必要であると判断する。

⑧高浜発電所第3号機

保全の有効性評価プロセスの一部において事業者自らが進めている整備状況について確認していくこととするが、当該審査を受けた組織の品質マネジメントシステムは機能しており、定期事業者検査はおおむね自律的かつ適切な実施体制で実施されていると認められると判断する。

2. 評定基準等

(評定項目)

①電気事業法第55条第5項に規定する項目

- ・定期事業者検査の実施に係る組織
- ・検査の方法
- ・工程管理

②電気事業法施行規則第94条の7第1項において準用する第73条の8に規定する項目

- ・検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
- ・検査記録の管理に関する事項
- ・検査に係る教育訓練に関する事項

(評定項目の適切性を評価する際に準用できる基準)

①品質保証に関する基準

社団法人日本電気協会電気技術規程「原子力発電所における安全のための品質保証規程」(JEAC 4111-2003、JEAC4111-2009)

②保守管理に関する基準

社団法人日本電気協会電気技術規程「原子力発電所の保守管理規程」(JEAC4209-2003、JEAC4209-2007)

③原子力発電所の定期事業者検査に関する解釈について(平成20・12・22原院第4号)

(評定例)

①当該審査を受けた組織の定期事業者検査の実施体制は、自律的かつ適切に定期事業者検査を行い得るものであり、十分な体制がとられていると認められる。

(次回審査：定期事業者検査に係る組織、検査の方法等の6項目の審査事項のうち2項目(記録の管理、教育訓練のに関する事項)は適用しない。)

②当該審査を受けた組織の定期事業者検査の実施体制は、是正処置の定着状況の確認が必要である。(次回審査：通常とおり6項目の審査事項を適用。)

5. 東京電力株式会社

定期安全管理申請者	東京電力株式会社 取締役社長 西澤 俊夫 (申請日 平成18年10月23日、申請番号 総官発18第247号)
審査の対象事項	柏崎刈羽原子力発電所第5号機 第12保全サイクルにおける定期事業者検査
定期安全管理審査 (原子力安全基盤機構)	<p>1. 審査実施期間 平成18年10月31日～平成24年1月24日</p> <p>2. 定期安全管理審査結果の通知日 平成24年2月24日（通知番号：O6検計受安-0082）</p> <p>3. 審査結果の概要 平成24年2月24日に独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「JNES」という。）から提出された経済産業大臣宛ての定期安全管理審査結果通知書を受領し、その後、JNESから定期安全管理審査の実施状況について報告を受けている。</p> <p>JNESは、柏崎刈羽原子力発電所第5号機第12保全サイクルにおける定期事業者検査に係る基本的な体制に対する審査（文書審査）並びに定期事業者検査の実施に係る具体的な体制に対する審査（実地審査）の対象として定期事業者検査13項目及び「保全の有効性評価プロセス」、「不適合管理及び是正処置プロセス」を選択して審査を実施した。</p> <p>審査の結果、継続的に品質マネジメントシステムに係る規程類の整備と定期事業者検査に係る体制の整備を進め、より良い品質マネジメントシステムの構築と運用に向け努力してきたことが確認されている。</p> <p>定期事業者検査の実施に係る重要プロセスとして選定したプロセスのうち、「不適合管理及び是正処置プロセス」では、関連する規程類は整備され、それらに従って定期事業者検査が実施されていると評価されている。</p> <p>「保全の有効性評価プロセス」については、保全の有効性評価プロセスに関する規程類は整備されているが、事業者は、保全の有効性評価に用いる機器の劣化状態に関する点検手入れ前状態データについては、劣化メカニズムまとめ表（機器毎に想定される経年劣化事象を整理したもの）を次回の保全サイクルの定期事業者検査から適用する計画になっていることから、JNESはこの適用状況を今後確認するとしている。</p> <p>また、保安院が行った平成22年度の保安検査において柏崎刈羽原子力発電所における点検周期超過の機器が確認されたことに対して平成23年2月28日に同社から報告された再発防止対策（※）の実施状況について、JNESは今後の審査で確認するとしている。</p> <p>更に、同発電所第1号機の定期安全管理審査の過程において第1号機の定期事業者検査対象機器の一部において検査漏れが確認されたことに関しては、JNESは同発電所において原因の特定がされ再発防止対策が実施されることを確認できたが、引き続き再発防止対策の実施状況について今後の審査で確認す</p>

	<p>るとしている。</p> <p>以上のことから、JNESは柏崎刈羽原子力発電所の品質マネジメントシステムは機能しており、定期事業者検査はおおむね自律的かつ適切な実施体制で実施されていると判断している。</p>
	<p>4. 審査項目</p> <p>文書審査及び実地審査（定期事業者検査13項目、保全の有効性評価プロセス、不適合管理及び是正処置プロセス）</p>
評定 (原子力安全・保安院)	<p>1. 評定結果</p> <p>当該審査を受けた組織の品質マネジメントシステム及び定期事業者検査の実施体制はおおむね構築され、実施されているものの、今後、点検周期超過及び定期事業者検査対象機器一部検査漏れ案件に係る再発防止対策の実施状況等について確認が必要である。</p>
	<p>2. 評定の通知</p> <p>平成24年4月20日（通知番号 平成24・02・24原第10号）</p>
	<p>3. 評定の理由（結果と根拠）</p> <p>保安院は、審査結果について、当該通知及びJNESの説明に基づき精査した結果、保安検査において点検周期の超過が確認された件及び第1号機で確認された定期事業者検査対象機器一部検査漏れに係る再発防止対策の実施状況並びに事業者自ら進めている保全の有効性評価プロセスの整備状況について、今後その実施状況を確認していく必要がある。</p>
	<p>4. 評定委員会の開催状況</p> <p>平成24年3月13日 審査結果に係る説明聴取、質疑応答</p> <p>平成24年3月26日 評定の検討</p>
その他	

※ 平成23年2月28日に東京電力から報告された原因分析及び再発防止対策については、保安院は適切なものと評価。しかしながら、保安院は、①点検長期計画表の策定・変更、②調達管理における点検発注、③不適合管理、④保守管理における保全の実施が適切に行われていなかったことにより点検周期を超過した機器が多数発生したことは、東京電力の柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）の品質保証及び保守管理に係る要求事項を十分満たしていないと評価。このため、保安院は、東京電力に対し、保安規定の違反について注意を行った。（平成23年3月2日 お知らせ済み）

平成 24 年 6 月 11 日
原子力安全・保安院

電気事業法に基づく溶接安全管理審査（平成 23 年度第 4 四半期分）の結果を原子力安全委員会へ報告しました

電気事業法第 107 条の 3 第 1 項の規定に基づき、平成 23 年度第 4 四半期の溶接安全管理審査の実施状況について、本日開催の原子力安全委員会に別紙のとおり報告しましたので、お知らせします。

（本発表資料のお問い合わせ先）

原子力安全・保安院原子力発電検査課長 大村 哲臣

担当者：菅原、大野

電話：03-3501-1511（内線 4871）

03-3501-9547（直通）

(別紙)

平成24年6月11日
経済産業省
原子力安全・保安院

電気事業法に基づく溶接安全管理審査について（平成23年度第4四半期分）

電気事業法第107条の3第1項の規定に基づき、同法第52条第3項の規定による溶接安全管理審査の実施状況について、別添のとおり報告します。

(別添)

平成23度第4四半期溶接安全管理審査報告

1. 北海道電力株式会社 泊発電所、泊原子力発電所建設所	1 件
2. 東北電力株式会社 東通原子力発電所	0 件
3. 東北電力株式会社 女川原子力発電所	1 件
4. 東京電力株式会社 福島第一原子力発電所	0 件
5. 東京電力株式会社 福島第二原子力発電所	1 件
6. 東京電力株式会社 柏崎刈羽原子力発電所	2 件
7. 中部電力株式会社 浜岡原子力発電所	0 件
8. 北陸電力株式会社 志賀原子力発電所	0 件
9. 関西電力株式会社 美浜発電所	1 件
10. 関西電力株式会社 高浜発電所	1 件
11. 関西電力株式会社 大飯発電所	1 件
12. 中国電力株式会社 島根原子力発電所、島根原子力建設所	1 件
13. 四国電力株式会社 原子力本部 伊方発電所	1 件
14. 九州電力株式会社 玄海原子力発電所	0 件
15. 九州電力株式会社 川内原子力発電所	0 件
16. 日本原子力発電株式会社 東海第二発電所	1 件
17. 日本原子力発電株式会社 敦賀発電所	2 件
18. 電源開発株式会社 原子力事業本部	1 件
19. 独立行政法人日本原子力研究開発機構 高速増殖炉研究開発センター	0 件

計 14 件

6. 東京電力(株) 柏崎刈羽原子力発電所 平成23年度第4四半期溶接安全管理審査結果報告

1. 発電所の概要	名称: 東京電力株式会社 柏崎刈羽原子力発電所 (平成23年12月現在)				
	号機	出力(万kW)	運転開始年月	運転状況	審査対象
	1号機	110	昭和60年9月	停止中	○
	2号機	110	平成2年9月	停止中	○
	3号機	110	平成5年8月	停止中	
	4号機	110	平成6年8月	停止中	○
	5号機	110	平成2年4月	運転中	
	6号機	135.6	平成8年11月	運転中	
	7号機	135.6	平成9年7月	停止中	○
2. 審査実施期間	平成23年8月22日 ~ 平成23年12月20日				
3. 審査の概要	<p>【安全管理審査機関】(独)原子力安全基盤機構</p> <p>【輸入品安全管理審査】</p> <p>審査の件数は1件であった。</p> <p>審査は、4号機の出力領域計測装置検出器集合体について文書審査及び実地審査が行われた。</p> <p>審査においては、当該機器についての溶接事業者検査の実施に係る組織、検査の方法、工程管理、協力事業者の管理、検査記録の管理、検査に係わる教育訓練のそれぞれに対し、溶接事業者検査の実施に係る体制について確認した。</p> <p>この審査において検出事項はなかった。</p> <p>【1号組織耐圧時審査】</p> <p>審査の件数は1件であった。</p> <p>審査は、設置者の溶接事業者検査にかかる一連の計画、実施、評価及び改善プロセスが適切に構築され、運営されていることを確認するため、1号機の原子炉隔離時冷却系配管、主蒸気系配管、高電導度廃液系配管、残留熱除去冷却中間ループ系配管、溶接士の技能の溶接事業者検査、2号機のRPVヘッドスプレイ管非凝縮性ガスベント弁用アキュムレータ、固化系配管、4号機の抽気系配管、原子炉隔離時冷却系配管、主蒸気系配管、RPVヘッドスプレイ管非凝縮性ガスベント弁アキュムレータ、溶接士の技能の溶接事業者検査、7号機の原子炉冷却材浄化系配管、主蒸気系配管、制御棒駆動系配管、給水加熱器ドレン管、給水加熱器ペント管、所内蒸気系配管について、文書審査及び実地審査が行われた。</p> <p>審査においては、当該機器についての溶接事業者検査の実施に係る組織、検査の方法、工程管理、協力事業者の管理、検査記録の管理、検査に係わる教育訓練のそれぞれに対し、溶接事業者検査の実施に係る体制について確認した。</p> <p>この審査において検出事項はなかった。</p>				
4. 審査及び評定結果	別紙のとおり。				

No.	報告書の文書番号	溶接事業者検査体制			溶接事業者検査 対象機器等	審査実施状況				評定	
		主管発電所	溶接事業者検査の協力事業者	溶接施工工場		安全管理 審査機関名	審査実施日	審査報告日	審査結果	審査対象者の区分	評定結果
1	11検計受溶-0185	東京電力(株) 柏崎刈羽原子力発電所	(株)日立製作所 情報制御システム社	GENERAL ELECTRIC/Reuter-Stokes	第4号機 出力領域計測装置検出器集合体	(独)原子力安全基盤機構	平成23年8月22日～平成23年12月20日	平成24年1月11日	適合	輸入品 安全管理審査	口
2	11検計受溶-0117	東京電力(株) 柏崎刈羽原子力発電所	(株)日立エンジニアリング・アンド・サービス (株)ティーアイ・シー	(株)日立エンジニアリング・アンド・サービス	第4号機 抽気系配管	(独)原子力安全基盤機構	平成23年9月13日～平成23年12月20日	平成24年1月17日	適合	1号組織耐圧時審査	口
			(株)日立エンジニアリング・アンド・サービス (株)ティーアイ・シー	(株)日立エンジニアリング・アンド・サービス	第4号機 原子炉隔離時冷却系配管 主蒸気系配管						
			(株)IHI 原子力セクター (株)ティーアイ・シー	(株)IHI 原子力セクター 横浜第一工場	第1号機 原子炉隔離時冷却系配管 主蒸気系配管						
			(株)日星製作所 (株)ティーアイ・シー	(株)日星製作所	第4号機 溶接士の技能の溶接事業者検査 RPV ヘッドスプレイ管非凝縮性ガスベント弁アキュムレータ						
			東電工業(株) 溶接技術センター (株)ティーアイ・シー	東電工業(株) 溶接技術センター	第1号機 溶接士の技能の溶接事業者検査 高電導度腐液系配管						
			(株)日立エンジニアリング・アンド・サービス (株)ティーアイ・シー	(株)日立エンジニアリング・アンド・サービス	第7号機 原子炉冷却材浄化系配管 主蒸気系配管						
			日立GEニュークリア・エナジー(株) (株)ティーアイ・シー	日立GEニュークリア・エナジー(株) 薩摩工場	第7号機 制御棒駆動系配管						
			(株)IHI 原子力セクター (株)ティーアイ・シー	(株)IHI 原子力セクター 横浜第一工場	第1号機 残留熱除去冷却中間ループ系配管						
			(株)東芝 京浜事業所 (株)ティーアイ・シー	(株)東芝 京浜事業所	第7号機 給水加熱器ドレン管 給水加熱器ベント管						
			東芝プラントシステム(株) 原子力事業部 (株)ティーアイ・シー	東芝プラントシステム(株) 厚木工場	第2号機 RPV ヘッドスプレイ管非凝縮性ガスベント弁用アキュムレータ						
3			以下余白								
4											

評定結果の記号は、口:当該審査を受けた組織は、電気事業法施行規則第83条の2第1号に規定する組織であつて、当該溶接事業者検査を実施する十分な体制は適切に維持されている。

平成 24 年 6 月 11 日
原子力安全・保安院

実用発電用原子炉に係る平成 23 年度第 4 四半期の使用前検査、燃料体検査、定期検査及び一部使用承認に係る機能確認等のための立入検査の実施状況を原子力安全委員会へ報告しました

原子力安全・保安院は、電気事業法第 107 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、平成 23 年度第 4 四半期の実用発電用原子炉に係る使用前検査、燃料体検査、定期検査及び一部使用承認に係る機能確認等のための立入検査の実施状況について、本日開催の原子力安全委員会に別添のとおり報告しましたので、お知らせします。

(本発表資料のお問い合わせ先)

原子力安全・保安院 原子力発電検査課長 大村 哲臣

担当者： 石垣、忠内

電話： 03-3501-1511 (内線 4871~5)

03-3501-9547 (直通)

実用発電用原子炉に係る平成23年度第4四半期の使用前検査、燃料体検査、定期検査
及び一部使用承認に係る機能確認等のための立入検査の実施状況について

1. 実用発電用原子炉の使用前検査の合格

電気事業法第49条第1項に基づき、以下の5プラントに対し、計8件の使用前検査を実施した結果、その工事が事前に経済産業大臣の認可を受けた又は経済産業大臣へ届出をした工事の計画に従って行われたものであること、経済産業省令で定める技術基準に適合しないものでないことから、合格証を交付しました。

(1) 工事計画認可工事関係

検査対象	検査段階	検査内容	検査年月日	合格証交付日
高浜発電所第2号機 附帯設備 非常用予備発電装置 その他の電源装置 無停電電源装置 (計器用電源)	ホ	①外観検査 ②警報保護装置検査 ③系統運転検査	平成24年1月24、 25日	平成24年2月8日
玄海原子力発電所第2号機 原子力設備 原子炉冷却系統設備 非常用炉心冷却設備 ろ過装置	イ	①材料検査 ②構造検査(寸法、外観、据付)	平成23年3月7日	
	ホ	①性能検査	平成23年3月18 日	平成24年1月11日
玄海原子力発電所第2号機 原子力設備 原子炉冷却系統設備 一次冷却材の循環設備 主要弁 主配管	イ	①材料検査 ②構造検査(寸法、外観、据付) ③強度・漏えい検査	平成23年2月25 日、3月18、19 日	
	ホ	①性能検査	平成23年3月20 日	平成24年1月11日
玄海原子力発電所第3号機 原子力設備 原子炉冷却系統設備 一次冷却材の循環設備 主配管 余熱除去設備 主配管	イ	①材料検査 ②構造検査(寸法、外観、据付) ③強度・漏えい検査 ④支持構造物検査	平成23年2月21、 23日	
	ホ	①性能検査	平成23年3月7、 23日	平成24年1月11日
玄海原子力発電所第3号機 原子力設備 原子炉冷却系統設備 非常用炉心冷却設備 ろ過装置	イ	①材料検査 ②構造検査(寸法、外観、据付)	平成23年3月8日	
	ホ	①性能検査	平成23年3月17、 18日	平成24年1月11日

検査対象	検査段階	検査内容	検査年月日	合格証交付日
川内原子力発電所第2号機 原子力設備 原子炉冷却系統設備 一次冷却材の循環設備 主配管 化学体積制御設備 主要弁 主配管	イ	①材料検査 ②構造検査（寸法、外観、据付） ③強度・漏えい検査	平成23年10月 21日、11月13、 14日	平成24年1月4日
	ホ	①性能検査	平成23年11月 15日	

(2)工事計画届出工事関係

検査対象	検査段階	検査内容	検査年月日	合格証交付日
志賀原子力発電所第2号機 原子力設備 廃棄設備 気体、液体又は固体廃棄物貯蔵設備 タービン保管庫	イ	①材料検査 ②構造検査（寸法）	平成24年2月8日	平成24年3月6日
	ホ	①外観検査 ②容量確認検査	平成24年2月9日	
川内原子力発電所第2号機 原子力設備 原子炉冷却系統設備 一次冷却材の循環設備 主配管 化学体積制御設備 主配管	イ	①材料検査 ②構造検査（寸法、外観、据付） ③強度・漏えい検査 ④支持構造物検査	平成23年8月26 日、10月19、21 日、11月13、14 日	平成24年1月4日
	ホ	①性能検査	平成23年11月 15日	

(注) イとは構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時、ホとはすべての工事が完了した時（電気事業法施行規則第69条第1号表）

2. 実用発電用原子炉の燃料体検査

電気事業法第51条第1項の規定に基づき、以下の14件について燃料体検査を実施した結果、その加工があらかじめ経済産業大臣の認可を受けた設計に従って行われていること、経済産業省令で定める技術基準に適合していることを確認したことから、合格証を交付した。

(1) 国産燃料体検査

施設名	検査対象	検査を実施した加工の工程	検査年月日	合格証交付日
三菱原子燃料株式会社	玄海原子力発電所第3号機及び第4号機取替燃料体56体(17×17燃料)	イ ロ ハ (イ、ロ省略)	平成23年12月22日	平成24年1月23日
	伊方発電所第1号機取替燃料体18体(14×14燃料)	イ ロ ハ	平成24年1月11日～2月16日	平成24年3月12日
	伊方発電所第3号機取替燃料体24体(17×17燃料)	イ ロ ハ	平成24年1月20日～2月23日	平成24年3月12日
	玄海原子力発電所第3号機及び第4号機取替燃料体56体(17×17燃料)	イ ロ ハ (イ、ロ省略)	平成24年1月20日	平成24年3月12日
	伊方発電所第2号機取替燃料体18体(14×14燃料)	イ ロ ハ	平成23年12月27日～平成24年2月16日	平成24年3月13日
	川内原子力発電所第1号機及び第2号機取替燃料体28体(17×17燃料)	イ ロ ハ	平成24年1月27日～3月15日	平成24年3月28日
原子燃料工業株式会社 熊取事業所	大飯発電所第1号機、第2号機、第3号機及び第4号機取替燃料体68体(17×17燃料)	イ ロ ハ	平成23年9月8日～平成23年11月29日	平成24年1月4日
	美浜発電所第3号機取替燃料体20体(15×15燃料)	イ ロ ハ	平成23年11月9日～平成23年12月16日	平成24年1月23日
	敦賀発電所2号機取替燃料体24体(17×17燃料)	イ ロ ハ (イ、ロ省略)	平成23年12月9日	平成24年1月23日

施設名	検査対象	検査を実施した加工の工程	検査年月日	合格証交付日
原子燃料工業株式会社 熊取事業所	川内原子力発電所第1号機及び第2号機取替燃料体12体 (17×17燃料)	イロハ	平成23年11月18日～平成24年1月19日	平成24年2月8日
	伊方発電所第3号機取替燃料体40体 (17×17燃料)	イロハ	平成23年12月1日～平成24年2月28日	平成24年3月28日
	川内原子力発電所第1号機及び第2号機取替燃料体16体 (17×17燃料)	イロハ	平成24年1月18日～平成24年3月9日	平成24年3月28日
原子燃料工業株式会社 東海事業所	福島第二原子力発電所第3号機及び第4号機並びに柏崎刈羽原子力発電所第1号機、第2号機、第3号機、第4号機及び第5号機取替燃料体132体 (9×9燃料)	イロハ (イ、ロ省略)	平成23年11月24日	平成24年1月10日
	福島第二原子力発電所第3号機及び第4号機並びに柏崎刈羽原子力発電所第1号機、第2号機、第3号機、第4号機及び第5号機取替燃料体100体 (9×9燃料)	イロハ (イ、ロ省略)	平成24年1月26日	平成24年3月13日

(注) イとは燃料材、燃料被覆材その他の部品については、組成、構造又は強度に係る試験をすることができる状態になった時、ロとは燃料要素の集合体である燃料体については、燃料要素の加工が完了した時、ハとは加工が完了した時（電気事業法施行規則第74条の表）。

3. 実用発電用原子炉の定期検査結果

該当なし

4. 発電用原子炉の一部使用承認に係る機能性確認等のための立入検査

該当なし

News Release



平成 24 年 6 月 11 日

原子力安全・保安院

実用発電用原子炉に係る平成 23 年度第 4 四半期の工事計画及び 燃料体設計の認可実績を原子力安全委員会へ報告しました

原子力安全・保安院は、電気事業法第 107 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、平成 23 年度第 4 四半期の実用発電用原子炉に係る工事計画の認可実績及び燃料体設計の認可実績について、本日開催の第 27 回原子力安全委員会に別紙のとおり報告しましたので、お知らせします。

(本発表資料のお問い合わせ先)

原子力安全・保安院 原子力発電安全審査課長 山田知穂

担当者：青木、星

電話：03-3501-1511（内線 4861）

03-3501-6289（直通）

(別紙)

平成24年6月11日
経済産業省
原子力安全・保安院

実用発電用原子炉に係る平成23年度第4四半期の工事計画及び
燃料体設計の認可実績について

実用発電用原子炉に係る工事計画の認可実績及び燃料体設計の認可実績について、
電気事業法第107条の3第1項及び第2項の規定に基づき、別添のとおり報告します。

(別添)

実用発電用原子炉に係る工事計画認可実績一覧表
(平成23年度第4四半期分)

	申請者	概要	申請日	認可日	設置(変更)許可	備考
1	四国電力株式会社 伊方発電所 第1号機	燃料集合体ウラン濃縮度の 変更	平成23年11月21日	平成24年1月12日	-	
2	四国電力株式会社 伊方発電所 第2号機	燃料集合体ウラン濃縮度の 変更	平成23年11月21日	平成24年1月12日	-	
3	九州電力株式会社 玄海原子力発電所 第2号機	抽出ラインの配管・弁の取替 え	平成23年11月29日	平成24年1月24日	-	
4	中国電力株式会社 島根原子力発電所 第1号機	原子炉建物天井クレーンの 耐震性向上	平成23年12月7日	平成24年1月12日	-	
5	東京電力株式会社 柏崎刈羽原子力発電所 第5号機	原子炉隔離時冷却系配管の 改造	平成23年12月13日	平成24年1月24日	-	
6	九州電力株式会社 川内原子力発電所 第2号機	蒸気発生器の取替え	平成23年12月21日	平成24年3月21日	原子炉設置変更許可 平成22年12月27日 平成21・11・05原第4号	
7	四国電力株式会社 伊方発電所 第3号機	無停電電源装置の取替え	平成24年1月23日	平成24年2月9日	-	
8	九州電力株式会社 玄海原子力発電所 第3号機	抽出ラインの配管・弁の取替 え	平成24年1月23日	平成24年2月9日	-	
9	東京電力株式会社 柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	格納容器内水素ガス濃度検 出器の取替え	平成24年1月25日	平成24年2月23日	-	
10	関西電力株式会社 大飯発電所 第1号機	原子炉冷却系統設備の主要 弁の取替え	平成24年1月25日	平成24年2月28日	-	

実用発電用原子炉に係る工事計画認可実績一覧表
(平成23年度第4四半期分)

	申請者	概要	申請日	認可日	設置(変更)許可	備考
11	四国電力株式会社 伊方発電所 第3号機	原子炉冷却系統設備の主配管等の取替え及び充てんラインの1系列化	平成24年1月31日	平成24年2月28日	-	
12	関西電力株式会社 高浜発電所 第1号機	高燃焼度(55,000MWd/t)燃料集合体の採用	平成24年2月7日	平成24年3月29日	原子炉設置変更許可 平成22年4月19日 平成20・08・12原第33号	
13	関西電力株式会社 高浜発電所 第2号機	高燃焼度(55,000MWd/t)燃料集合体の採用	平成24年2月7日	平成24年3月29日	原子炉設置変更許可 平成22年4月19日 平成20・08・12原第33号	
14	関西電力株式会社 美浜発電所 第3号機	原子炉冷却系統設備の主配管等の取替え及び充てんラインの1系列化	平成24年2月7日	平成24年2月28日	-	
15	電源開発株式会社 大間原子力発電所 第1号機	残留熱除去系主配管の敷設ルートの変更(第3回工事計画の変更認可)	平成24年2月10日	平成24年3月15日	原子炉設置許可 平成20年4月23日 平成16・03・18原第13号	
16	関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機	原子炉冷却系統設備の主配管の取替え	平成24年2月13日	平成24年3月1日	-	
17	中部電力株式会社 浜岡原子力発電所 第3号機	使用済燃料運搬用容器の設置	平成24年2月17日	平成24年3月15日	-	
18	関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機	無停電電源装置の取替え	平成24年2月22日	平成24年3月29日	-	
19	関西電力株式会社 大飯発電所 第4号機	無停電電源装置の取替え	平成24年2月22日	平成24年3月29日	-	

実用発電用原子炉に係る燃料体設計認可実績一覧表
(平成23年度第4四半期分)

	申請者	概要	申請日	認可日	設置(変更)許可	備考
1	三菱重工業株式会社	大飯発電所第1～4号機用 17×17型燃料体(A型) 信頼性向上燃料の採用	平成23年12月13日	平成24年2月15日	-	
2	三菱原子燃料株式会社	泊発電所1、2号機用 14×14型燃料体(A型) ペレットのL/D(長さ/直径) の変更	平成23年12月16日	平成24年1月24日	-	
3	三菱原子燃料株式会社	伊方発電所第1号機用 14×14型燃料体(A型) ペレットのL/D(長さ/直径) の変更	平成23年12月16日	平成24年1月24日	-	
4	三菱原子燃料株式会社	伊方発電所第2号機用 14×14型燃料体(A型) ペレットのL/D(長さ/直径) の変更	平成23年12月16日	平成24年1月24日	-	
5	三菱原子燃料株式会社	美浜発電所第2号機用 14×14型燃料体(A型) 三菱原子燃料としての申請	平成23年12月26日	平成24年1月24日	-	
6	三菱重工業株式会社	大飯発電所第1～4号機用 17×17型燃料体(A型) ペレットのL/D(長さ/直径) の変更及びガドリニア入り二酸化ウラン燃料体の追加	平成24年2月22日	平成24年3月21日	-	

平成24年6月19日

核物質防護検査の実施結果について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく平成23年度核物質防護検査の実施状況についてお知らせします。

1. 検査の目的

核物質防護検査は、加工事業者、原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び廃棄事業者並びにその従業者が守らなければならない核物質防護規定の遵守状況について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第22条の6第2項、第43条の2第2項、第43条の25第2項、第50条の3第2項及び第51条の23第2項において準用する第12条の2第5項の規定に基づき、確認を行うものです。

2. 検査の概要

平成23年度の検査においては、重点検査項目として、「教育訓練」、「防護区域等への出入管理」、「防護設備等の管理」を選定し、別添に示す施設への立ち入り、書類、設備等必要な物件の検査、核物質防護管理者等関係者に対する質問を行い、核物質防護規定の遵守状況を確認しました。

3. 検査実施状況

別添「平成23年度検査実施状況一覧」のとおりです。

4. 検査の結果

1. に記載された各規定に基づく核物質防護検査においては、いずれの施設においても核物質防護規定の遵守義務違反は認められませんでした。

しかし、平成23年6月20日、原子力安全・保安院は東京電力株式会社から福島第一原子力発電所における作業員の所在不明について報告を受け、7月7日同発電所に対し、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第1項に基づく立入検査を行い、出入管理の本人確認に係る手続きが不十分であることを確認し、8月1日に同社を厳重に注意しました。

なお、教育計画上、教育受講者の記載漏れあったことなど、改善すべき事項が認められたため、事業者に改善を指導するとともに、後日、改善されたことを確認しました。

(本発表資料のお問い合わせ先)

原子力安全・保安院 原子力防災課

担当者：杉本、竹岡

電話：03-3501-1511（内線4919）

03-3501-1637（直通）

平成23年度検査実施状況一覧

【実用発電用原子炉施設】 18施設

事業者名・施設名	実施期間
北海道電力株式会社 泊発電所	平成23年11月29日～12月2日
東北電力株式会社 東通原子力発電所	平成23年8月23日～8月26日
東北電力株式会社 女川原子力発電所	平成23年12月13日～12月16日
東京電力株式会社 福島第一原子力発電所	平成23年8月18日～8月19日
東京電力株式会社 福島第二原子力発電所	平成24年1月24日～1月27日
東京電力株式会社 柏崎刈羽原子力発電所	平成23年9月6日～9月9日
北陸電力株式会社 志賀原子力発電所	平成23年9月27日～9月30日
中部電力株式会社 浜岡原子力発電所	平成23年10月25日～10月28日
関西電力株式会社 美浜発電所	平成23年11月8日～11月11日
関西電力株式会社 高浜発電所	平成23年10月18日～10月21日
関西電力株式会社 大飯発電所	平成23年12月13日～12月16日
中国電力株式会社 島根原子力発電所	平成23年11月15日～11月18日
四国電力株式会社 伊方発電所	平成23年12月13日～12月16日
九州電力株式会社 玄海原子力発電所	平成23年10月18日～10月21日
九州電力株式会社 川内原子力発電所	平成23年12月6日～12月9日
日本原子力発電株式会社 東海第二発電所	平成24年1月17日～1月20日
日本原子力発電株式会社 敦賀発電所	平成23年9月6日～9月9日
電源開発株式会社 原子力建設部	平成23年10月27日

【研究開発段階原子炉施設】 2施設

事業者名・施設名	実施期間
独立行政法人 日本原子力研究開発機構 敦賀本部 高速増殖炉研究開発センター	平成23年7月26日～7月29日
独立行政法人 日本原子力研究開発機構 敦賀本部 原子炉廃止措置研究開発センター	平成24年1月24日～1月27日

【加工施設】 7施設

事業者名・施設名	実施期間
日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所	平成23年10月18日～10月19日
日本原燃株式会社 再処理事業所 MOX燃料加工施設	平成23年7月14日～7月15日
三菱原子燃料株式会社	平成23年7月20日～7月22日
株式会社グローバル・ニュークリア・フェュエル・ジャパン	平成23年11月9日～11月11日
原子燃料工業株式会社 東海事業所	平成23年6月22日～6月24日
原子燃料工業株式会社 熊取事業所	平成23年6月29日～7月1日
独立行政法人 日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター	平成23年9月13日～9月15日

【貯蔵施設】 1施設

事業者名・施設名	実施期間
リサイクル燃料貯蔵株式会社 リサイクル燃料備蓄センター	平成23年10月6日～10月7日

【再処理施設】 2施設

事業者名・施設名	実施期間
日本原燃株式会社 再処理事業所 再処理施設	平成23年11月8日～11月11日
独立行政法人 日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター 核燃料サイクル工学 研究所	平成23年12月13日～12月16日

【廃棄物管理施設】 2施設

事業者名・施設名	実施期間
日本原燃株式会社再処理事業所 廃棄物管理施設	平成23年10月20日～10月21日
独立行政法人 日本原子力研究開発機構 大洗研究開発センター 廃棄物管理施設	平成23年10月12日～10月14日

平成 24 年 6 月 29 日
原子力安全・保安院

原子力発電所等の外部電源の信頼性確保に係る 開閉所等の地震対策についての各社の実施状況報告を受理しました

原子力安全・保安院（以下「当院」という。）は、原子力事業者に対し、原子力発電所等の開閉所の電気設備及び変圧器（以下「開閉所等」という。）について、今後発生する可能性のある地震による耐震安全性の評価及び対策の実施を求めており、その実施状況について、本日、添付のとおり、当院に報告されましたのでお知らせします。

1. 経緯

当院は、平成 24 年 1 月 19 日、東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）から、平成 23 年 5 月 16 日付け平成 23・05・16 原院第 7 号「福島第一原子力発電所内外の電気設備の被害状況等に係る記録に関する報告を踏まえた対応（指示）」に基づき、同社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の遮断器及び断路器の損傷原因是、東北地方太平洋沖地震により開閉所において発生した地震動が、設計基準※を超過したこと等であると報告を受けました。

これを受け、当院は、原子力事業者に対し、原子力発電所等の開閉所の電気設備及び変圧器（以下「開閉所等」という。）について、今後発生する可能性のある地震による耐震安全性の評価及び対策の実施を求めるとともに、その実施計画について、平成 24 年 2 月 17 日までに当院に報告するように追加報告を求めていたところ、同月 17 日に実施計画が報告されました（平成 24 年 2 月 17 日 お知らせ済み）。

各原子力事業者は、これらの実施計画において、開閉所等の耐震安全性評価に係る実施状況について四半期毎に報告するとしており、本日、6 月末現在の実施状況について、当院に報告がありました。

※変電所等における電気設備の耐震設計指針(J E A G—5 0 0 3—2 0 1 0)

2. 今後の進め方

当院においては、今後、原子力事業者から、耐震安全性の評価（中間報告も含む。）が報告され次第、厳正に確認することとしています。

○本日、以下の原子力事業者から、開閉所等の耐震安全性評価に係る実施状況について報告がありました。

(実施状況については、添付1～13を御参照下さい。)

(略) 添付1：北海道電力株式会社

添付2：東北電力株式会社

添付3：東京電力株式会社

添付4：中部電力株式会社

添付5：北陸電力株式会社

添付6：関西電力株式会社

添付7：中国電力株式会社

添付8：四国電力株式会社

添付9：九州電力株式会社

添付10：日本原子力発電株式会社

添付11：電源開発株式会社

添付12：日本原燃株式会社

添付13-1、添付13-2：独立行政法人日本原子力研究開発機構

(本発表資料のお問い合わせ先)

原子力安全・保安院

原子力発電安全審査課耐震安全審査室長 小林

担当：御田、一ノ宮

電話：03-3501-6289（直通）

原子力発電検査課長 大村

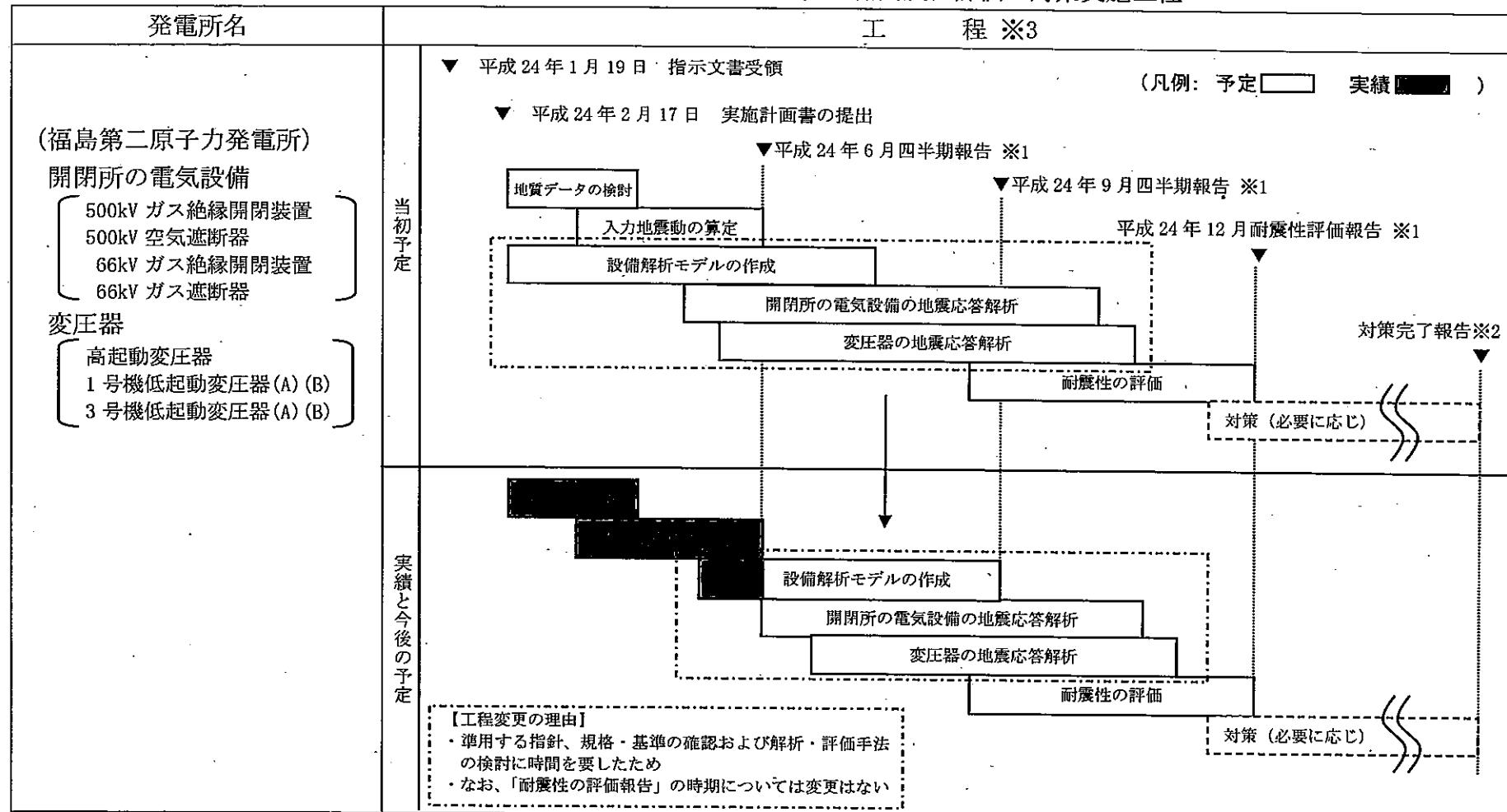
担当：今里、忠内

電話：03-3501-9547（直通）

核燃料サイクル規制課長 信濃

担当：西村、長谷川 電話：03-3501-3512（直通）

福島第二原子力発電所 開閉所の電気設備及び変圧器耐震性評価・対策実施工程

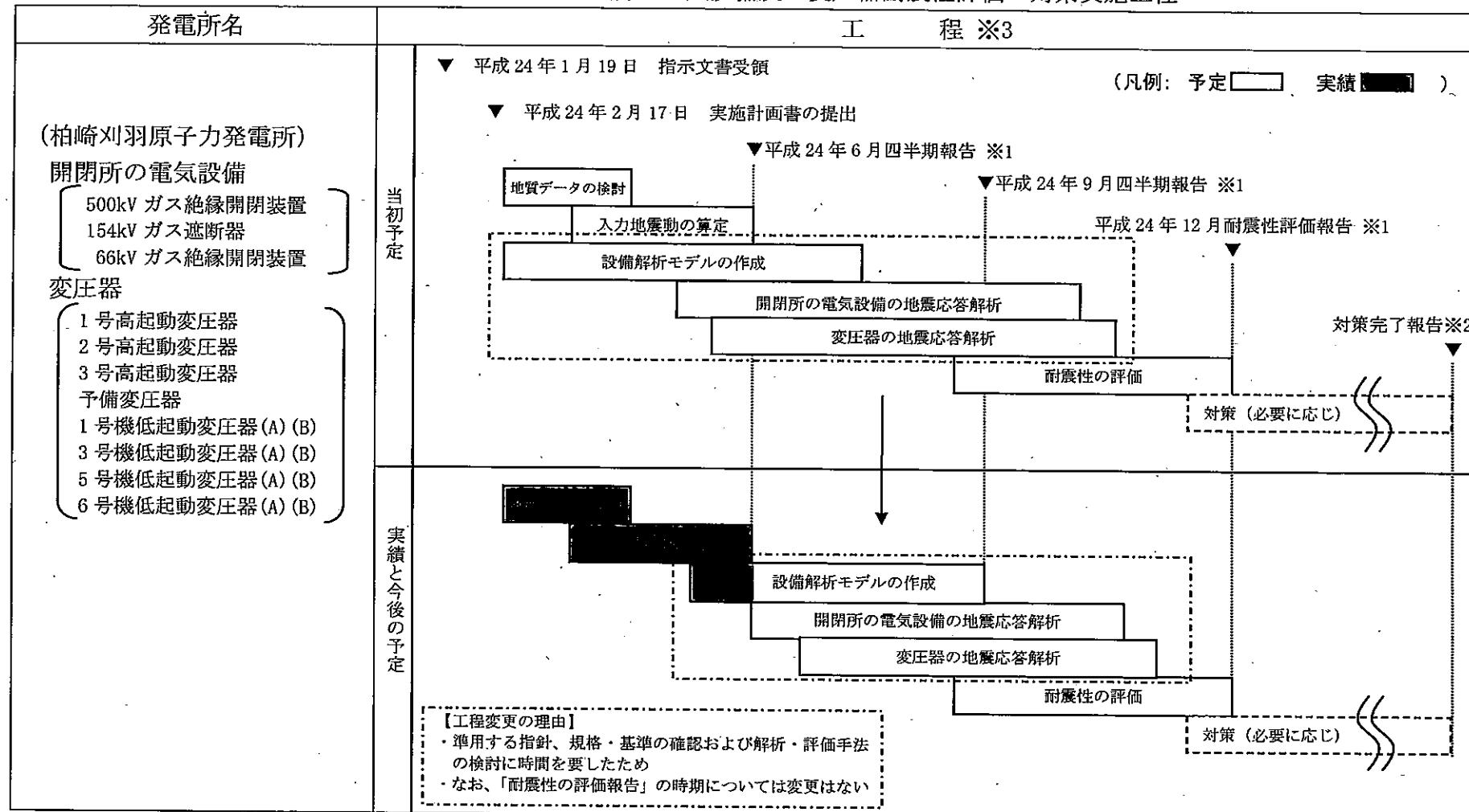


※ 1 評価の進捗により報告時期が変更になる場合がある。

※ 2 対策完了後、取り纏め次第、報告を行う。

※ 3 四半期毎に評価・対策の進捗と、今後のスケジュールを見直した工程の報告を行う。四半期報告は、対策の完了まで継続して行う。

柏崎刈羽原子力発電所 開閉所の電気設備及び変圧器耐震性評価・対策実施工程



※ 1 評価の進捗により報告時期が変更になる場合がある。

※ 2 対策完了後、取り纏め次第、報告を行う。

※ 3 四半期毎に評価・対策の進捗と、今後のスケジュールを見直した工程の報告を行う。四半期報告は、対策の完了まで継続して行う。

平成24年7月3日
原子力安全・保安院

東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所第6号機の定期事業者検査の実施体制について評定しました (定期安全管理審査の結果に基づく評定)

原子力安全・保安院（以下「当院」という。）は、東京電力株式会社に対し、独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「JNES」という。）による柏崎刈羽原子力発電所第6号機の第9保全サイクルにおける定期安全管理審査（平成22年10月～平成24年3月）に基づく評定について通知しました。

評定結果は、「JNESの審査結果を踏まえ、「当該審査を受けた組織の品質マネジメントシステム及び定期事業者検査の実施体制はおおむね構築され、実施されているものの、今後、点検周期超過及び定期事業者検査対象機器一部検査漏れ案件に係る再発防止対策の実施状況等について確認が必要である。」としました。

1. 定期安全管理審査について

電気事業法に基づき、事業者が行う定期事業者検査^{(*)1}の実施体制が十分な体制であるかについて、JNESが現場立会いや記録確認により以下の審査項目^{(*)2}について審査を行い、国はその審査結果に基づいて総合的な評定^{(*)3}を行うものです。

* 1 定期事業者検査

事業者は、定期的に原子力設備を検査し技術基準への適合性を確認することが義務づけられています。

* 2 定期安全管理審査における審査項目（6項目）

- ①定期事業者検査の実施に係る組織
- ②検査の方法
- ③工程管理
- ④検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
- ⑤検査記録の管理に関する事項
- ⑥検査に係る教育訓練に関する事項

* 3 定期事業者検査の実施体制の評定

国（保安院）は、JNESの審査結果に基づき、事業者の定期事業者検査の実施に係る体制について総合的な評定を行います。なお、「十分な体制がとられている」

と評定された場合、次回の審査においては、前述の6項目の審査項目のうち⑤及び⑥の2項目は適用しません。

(評定例)

- I. 当該審査を受けた組織の定期事業者検査の実施体制は、自律的かつ適切に定期事業者検査を行い得るものであり、十分な体制がとられていると認められる。
- II. 当該審査を受けた組織の定期事業者検査の実施体制は、是正処置の定着状況の確認が必要である又は改善すべき事項があると認められる。

2. 評定結果について

別紙のとおり

3. 審査結果概要について

JNESの審査では、柏崎刈羽原子力発電所の品質マネジメントシステム及び定期事業者検査の実施体制はおおむね構築され、実施されているものと評価しています。

柏崎刈羽原子力発電所においては、保全の有効性評価のための新たなシステムを導入し、保全の有効性評価に用いる機器の劣化状態に関する点検手入れ前データを作成することから、JNESはこの新たなシステムによる保全の有効性評価の実施状況を確認することとしています。

また、「不適合管理及び是正処置プロセス」において、一部の検査において検査中断、再検査が発生した際、不適合報告が起票されなかった事象が認められ、事業者は当該事象について原因の特定、是正処置の必要性評価、是正処置の実施等を行っています。JNESは、今後の審査において検査中断、再検査等が発生した定期事業者検査に対し適切な処理が実施されているかについて確認することとしています。

さらに、保安院が行った平成22年度の保安検査において柏崎刈羽原子力発電所における点検周期超過の機器が確認されたこと及び同発電所第1号機の定期安全管理審査の過程において第1号機の定期事業者検査対象機器の一部で検査漏れが確認されたことに関し、JNESは再発防止対策の実施状況について、引き続き今後の審査で確認することとしています。

○ JNESの定期安全管理審査の結果については、下記URLをご参照下さい。

<http://www.jnes.go.jp/gijyutsu/anzenkanri/index.html>

(本発表資料のお問い合わせ先)

原子力安全・保安院原子力発電検査課長 大村 哲臣

担当者：菅原、大野

電話：03-3501-1511（内線 4871）

03-3501-9547（直通）

(別紙)

東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所第6号機の定期事業者検査の実施体制に関する評定

(1) 評定の結果

当該審査を受けた組織の品質マネジメントシステム及び定期事業者検査の実施体制はおおむね構築され、実施されているものの、今後、点検周期超過及び定期事業者検査対象機器一部検査漏れ案件に係る再発防止対策の実施状況等について確認が必要である。

(2) 評定の結果の理由

原子力安全・保安院（以下「当院」という。）は、平成24年4月25日に独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「JNES」という。）から提出された経済産業大臣宛ての定期安全管理審査結果通知書を受領し、その後、JNESから定期安全管理審査の実施状況について報告を受けている。

JNESは、柏崎刈羽原子力発電所第6号機第9保全サイクルにおける定期事業者検査に係る基本的な体制に対する審査（文書審査）並びに定期事業者検査の実施に係る具体的な体制に対する審査（実地審査）として「調達管理プロセス」、「検査工程の管理プロセス」、「保全の有効性評価プロセス」及び「不適合管理及び是正処置プロセス」を選択して審査を実施した。

審査の結果、継続的に品質マネジメントシステムに係る規程類の整備と定期検査に係る体制の改善を進め、より良い品質マネジメントシステムの構築と運用に向努力していることが確認されている。

定期事業者検査の実施に係る重要プロセスとして選定した「調達管理プロセス」及び「検査工程の管理プロセス」については、規程類は整備され、それらに従って各プロセスが適切に構築、実施されていると評価されている。

「保全の有効性評価プロセス」については、保全の有効性評価プロセスに関する規程類は整備され、それらに従って保全の有効性評価プロセスはおおむね構築され実施されていると評価されている。なお、事業者は、新たなシステムを導入し、保全の有効性評価に用いる機器の劣化状態に関する点検手入れ前データを作成することとしているため、JNESはこの新たなシステムによる保全の有効性評価の実施状況を確認するとしている。

「不適合管理及び是正処置プロセス」については、規程類は整備されており、定期事業者検査に関する不適合事象について、不適合の除去、原因の特定、再発防止対策がマニュアルに従って実施されていることが確認されている。しかしながら、一部の検査において検査中断、再検査が発生した際、不適合報告が起票されなかつた事象が認められた。事業者は、当該事象について原因の特定、是正処置の必要性評価、是正処置の実施等を行っている。JNESは今後の審査において、検査中断、再検査等が発生した定期事業者検査に対し適切な処理が実施されているかについて確認するとしている。

また、当院が行った平成22年度の保安検査において柏崎刈羽原子力発電所にお

ける点検周期超過の機器が確認されたことに対して平成23年2月28日に同社から報告された再発防止対策（※1）の実施状況について、JNESは引き続き今後の審査で確認するとしている。

さらに、同発電所第1号機の定期安全管理審査の過程において第1号機の定期事業者検査対象機器の一部において検査漏れが確認されたことに関しては、JNESは同発電所において原因の特定がされ再発防止対策が実施されることは確認できたが、引き続き再発防止対策の実施状況について今後の審査で確認するとしている。

以上のことから、JNESは、柏崎刈羽原子力発電所の品質マネジメントシステム及び定期事業者検査の実施体制はおおむね構築され、実施されているものと評価している。

当院は、審査結果について、当該通知及びJNESの説明に基づき精査した結果、保安検査において点検周期の超過が確認された件及び第1号機で確認された定期事業者検査対象機器一部検査漏れに係る再発防止対策の実施状況並びに不適合管理・是正処置の実施状況及び事業者自ら進めている保全の有効性評価プロセスの整備状況について、今後その実施状況を確認していく必要があると判断する。

以上から、当該審査を受けた組織の品質マネジメントシステム及び定期事業者検査の実施体制はおおむね構築され、実施されているものの、今後、点検周期超過及び定期事業者検査対象機器一部検査漏れ案件に係る再発防止対策の実施状況等について確認が必要であると判断する。

なお、柏崎刈羽原子力発電所に対する平成23年度第4回保安検査において、平成19年7月16日の中越沖地震以降長期停止している第2、3及び4号機で、個別の計器等に対する点検時期を明確にした点検計画が作成されておらず、点検間隔を超過している計器等が存在することが確認された。柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定においては、保全計画に従って点検・補修等の保全を実施することが求められているが、業務プロセスが計画されていなかったため、保全等が実施されなかつたこと、その結果、点検間隔を超過した計器が多数発生したこと等から、当院は、東京電力に対し、保安規定の違反について注意を行った（※2）。従って、定期事業者検査の実施に係る事項への対応状況については、今後の定期安全管理審査においても確認する必要がある。

※1 平成23年2月28日に東京電力から報告された原因分析及び再発防止対策については、当院は適切なものと評価。しかしながら、当院は、①点検長期計画表の策定・変更、②調達管理における点検発注、③不適合管理、④保守管理における保全の実施が適切に行われていなかつたことにより点検周期を超過した機器が多数発生したことは、東京電力の柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）の品質保証及び保守管理に係る要求事項を十分満たしていないと評価。このため、当院は、東京電力に対し、保安規定の違反について注意を行った。（平成23年3月2日 お知らせ済み）

※2 平成24年5月23日 お知らせ済み